

10月1日から

幼児教育・保育の無償化が始まります

10月1日(火)から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの施設利用料が無償化されます。(0歳児クラスから2歳児クラスまでは市民税非課税世帯のみ)
 《問合せ》こども育成課 ☎22-4452

幼稚園

▼全ての子どもの施設利用料が無料になります。

※給食費、教材費、行事費などは無償化の対象ではありません。

▼新たに「保育の必要性(左ページFAQ参照)」の認定を受けると、預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業(送迎のみの利用は対象外)、病児保育事業の利用料が、利用日数に応じて月額最大1万1300円まで無償化の対象となります。

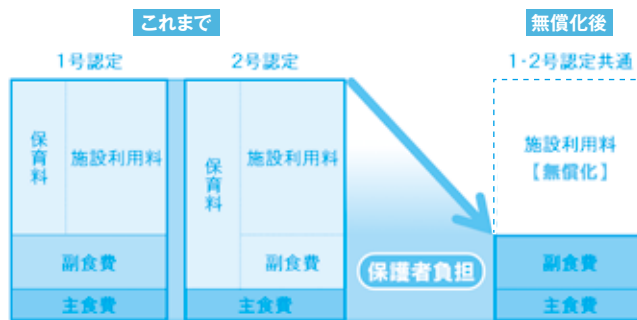
保育所・認定こども園

▼3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの施設利用料が無料になります。

※給食費、教材費、行事費、延長保育料などは無償化の対象ではありません。

※給食費は、主食(ご飯など)と副食(おかず、牛乳、おやつなど)を給食費(現金)や持参(弁当)、または保育料の一部(2号認定児)として負担していただいておりますが、無償化後も保護者負担です。

《3～5歳児クラスの保護者負担イメージ》



※給食費の負担方法は、利用する施設で異なります。現在の制度で保育料が無料の世帯は、副食費が免除されます。

▼認定こども園の1号認定児(教育認定児)は、新たに「保育の必要性」の認定を受けると、預かり保育の利用料が、利用日数に応じて月額最大1万1300円まで無償化の対象となります。

▼0歳児クラスから2歳児クラスまでは、市民税非課税世帯の子どもが無償化の対象となります。



認可外保育施設等

▼新たに「保育の必要性」の認定を受けると、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは利用日数に応じて月額最大3万7千円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは利用日数に応じて月額最大4万2千円までの利用料が無償化の対象となります。

※支払われた利用料を、市が償還払い(返還)します。

《認可外保育施設等の手続きイメージ》



※手続き方法等の詳細は、利用施設またはこども育成課に確認してください。

その他

▼就学前の障害児の発達支援を利用する子どもも、3歳児クラスから5歳児クラスまでの利用料が無償化の対象です。

FAQ 幼児教育・保育の無償化 よくある質問

Q1 無償化になったら、市や園に支払う費用が全部無料になりますか？

給食費(主食・副食)、教材費、行事費、バスの送迎費など、今回の無償化では対象にならない費用があります。また、保育所・認定こども園の延長保育料も無償化の対象ではありません。

Q2 無償化になったら、第2子、第3子の保育料半額や保育料無料の取扱いはどうなりますか？

これまでの多子世帯の保育料軽減は、今回の無償化で変更になる予定はありません。第2子以降の子ども(0~2歳児クラス)は、これまでどおり減額になります。例えば、第1子が保育園の5歳児クラス、第2子が1歳児クラスの場合は、第2子の保育料は半額です。

Q3 現在、第3子で保育料が無料なのですが、給食費(副食費)の実費負担が増えますか？

現在の制度で保育料が無料の世帯は、副食費が免除されます。さらに、今回の無償化で免除対象の範囲が拡充される予定です。

Q4 年度の途中で満3歳になりますが、無償化の対象になりますか？

今回の無償化では、小学校就学前の3年間分の利用料を無償化することが基本的な考え方とされています。したがって、年度の途中で3歳になっても無償化の対象ではありません。翌年度の4月から無償化の対象になります。

Q5 無償化の対象となる「認可外保育施設等」にはどのようなものがありますか？

対象となる施設・事業は、一般的な認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業(送迎のみの利用は対象外)です。施設・事業の利用料が無償化の対象となりますが、給食費や教材費などは無償化の対象ではありません。

Q6 無償化の対象になるために、何か手続きが必要ですか？

保育所、認定こども園(2・3号認定児)、小規模保育園に通っている方は、手続きは不要です。幼稚園、認定こども園(1号認定児)に通っている方も手続きは不要ですが、預かり保育やファミリーサポートセンター事業などの利用料を無償化の対象としたい方は、新たに「保育の必要性」の認定を受けるために手続きが必要です。認可外保育施設等を利用される方も、「保育の必要性」の認定を受けるために手続きが必要です。

Q7 「保育の必要性」の基準はどのようなものですか？

これまでの保育認定(2・3号認定)の基準と同じです。保護者が次のいずれかの事由に該当する必要があります。

- ①就労(月48時間以上)②妊娠・出産③疾病・障害等④介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学

※国の制度に基づく無償化のため、国の動向により内容が変更になる場合があります。

放課後児童クラブを利用する幼稚園児の使用料も無償化します

幼児教育・保育の無償化により、保育所・認定こども園に通う4歳児と5歳児の施設利用料が無料になることから、公平性を保つため、公立の放課後児童クラブを利用している幼稚園児の使用料(10月以降分)も無料とします。

ただし、おやつ代および教材費は無償化の対象ではありませんので注意してください。